

前回の審議会（3月1日）において出された諮問書案に対する主な意見等

項 目	意 見 等
事業所の概念について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の活動範囲が不明確であり、県境を超えた指定も良いとも受け取れる。事業所の概念を明確に整理すべき。
サービス提供時の事故への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供時に事故が発生した場合に直ぐに損害賠償ということではなく、必要な措置を運営基準上明確に規定すべき。
介護老人福祉施設における室料差額の徴収について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法により最小限のことは保障されるべきであり、介護老人福祉施設における室料差額の徴収を認めるべきではない。 ・ 介護老人福祉施設における室料差額の徴収を認めるべきであり、そうしないと個室化が進まない。
保険料滞納者に係る給付差止等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料滞納者に係る給付差止等については当面この方針が良いが、制度実施後の保険料収納状況等を踏まえて検討を加えるべきである。
居宅介護支援事業者について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業は、医療関係の関与を強く受ける可能性が高いのではないか。 ・ 居宅介護支援事業者に係る指定は非営利法人に限定すべき。 ・ 居宅介護支援事業の分野で企業の力を排除する必然性はない。参入がなければ介護が不足する。 ・ サービスの実施地域は、当該市町村の域内に限定すべき。
介護療養型医療施設における室料差額の徴収について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別の療養環境の提供に対する差額徴収については、医療保険制度において現在認められている施設においては、当分の間同様の取扱いを認めるべき。

項 目	意 見 等
老人性痴呆疾患療養病棟の人員配置について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人性痴呆疾患療養病棟における作業療法士の配置については、現行の医療保険制度では、専門知識のある看護婦がいれば作業療法士は非常勤で良いとされているので、現在こうした取扱いが認められている施設については、当分の間同様とすべき。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護報酬の骨格等も明確になっていない段階で、省令・告示等の制定を急ぐべきではない。 ・ 指定基準等を定めてから、それに沿って介護報酬等を決めていくという順序で良い。 ・ 居宅介護支援の分野で、福祉事務所の活用を考えるべき。